



## 太田市不妊治療費助成のご案内【生殖補助医療】

太田市では、生殖補助医療（体外受精又は顕微授精）を行う方を対象に、その**保険適用外**の治療に要する費用の一部を助成します。



### 【対象者】

法律上の婚姻関係にある夫婦であって次に掲げる要件のいずれにも該当する方

1. 夫婦のいずれか一方が本市に居住し、かつ、助成金の交付の申請をする日において、本市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されていること。
2. 地方厚生局へ生殖補助医療管理料の施設基準に係る届出を行った医療機関で生殖補助医療を受けていること。  
〔※1裏面〕
3. 助成金の交付の申請をする日において、本市の市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税を滞納していないこと。
4. 医療保険各法における被保険者又は被扶養者であること。

### 【助成額】

- ・1回の生殖補助医療費の**保険適用外負担額**について10万円まで。
- ・1年度（4月1日から翌年3月31日）あたり2回まで、通算5年度分助成します。

### 【対象となる治療】

体外受精または顕微授精とこれに伴う治療の中で行う男性不妊手術。

※1回の治療は採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精に至る治療の過程をさします。以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精卵による凍結胚移植も含まれます。

※男性不妊治療（精子を精巣又は精巣上体から採取するために手術を行った場合）は、手術費用、凍結費用が対象となり、検査費用は対象となりません。

※保険診療負担額、文書作成料、入院時差額ベッド代・食事代、サプリメント代等は助成の対象になりません。

※夫婦以外の第三者の精子・卵子等を用いた生殖補助医療（第三者の精子提供による人工授精、第三者の卵子・胚提供、代理懐胎）は助成の対象になりません。

### 【申請方法】

1回の治療が終了した日の属する年度の3月31日まで（令和8年3月31日まで）に、必要書類（裏面参照）をそろえて、いずれかの保健センターへ申請してください。

※年度末は申請が大変混み合います。治療終了後は速やかに申請をしてください。医療機関において、証明書の発行に時間を要することがありますので、お早めの準備をお願いします。

※申請受付には、時間がかかります。時間に余裕をもってお越しください。

### 【申請受付及び問い合わせ先】

太田市保健センター 太田市飯田町8-1-8

TEL0276-46-5115

FAX0276-46-5293

新田保健センター（エアリススペース内）

太市新田金井町6-1

TEL0276-57-2651

裏面へ続きます→

## 【申請に必要なもの】

- 申請に必要な書類は、太田市ホームページからダウンロードできます。また、各保健センターにもありますのでご利用ください。
  - 治療1回につき、1と2は1枚ずつ、3は夫婦それぞれのものが必要です。2回分まとめて申請する場合はご注意ください。
1. 不妊治療費助成金認定交付申請書（生殖補助医療）
  2. 不妊治療費助成金認定証明書（生殖補助医療）
  3. 太田市税等完納照合票（発行日から3か月以内） 治療1回につき夫婦それぞれのものが必要  
※市税等の滞納がないことを確認するための書類です。所定の用紙をお持ちになり、太田市役所収納課で照合してもらってください。（費用は無料） サービスセンター・行政センターでは照合できません。窓口には本人確認ができるもの（運転免許証等）と印鑑をお持ちください。
  4. 加入している医療保険が確認できる書類の写し 夫婦それぞれのもの  
※マイナ保険証(マイナンバーカード)では、医療保険の加入関係を確認することができないことから、下のいずれかをご準備ください。
    - (1)加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」の写し
    - (2)マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面 (PDF)」を印刷したもの
    - (3)令和6年12月1日時点で発行されている現行の健康保険証の写し
  5. 生殖補助医療費の領収書（原本）、診療明細書  
※証明書の保険適用外負担額に対応する領収書をお持ちください。申請済印押印後コピーを取りお返しします。  
※治療内容が確認できる診療明細書又は請求書等もお持ちください。治療内容が確認できない場合は助成できません。領収書と明細書はホチキス等で止めずに、お持ちください。
  6. 振込先口座が確認できる物
    - ・通帳・ネットバンキングの場合は画面の提示※夫婦どちらかの名義のもの。ただし夫婦が別住所の場合、太田市に住民登録がある方の名義のもの。旧姓の口座は使えません。
  7. 印鑑 朱肉を使うもので、申請者印に使用するもの。夫婦同一でも可。
  8. 夫婦が別住所の場合は、戸籍の全部事項証明書（発行日から3か月以内） 該当者のみ  
※原則として治療1回につき1通必要ですが、同日に2回分の申請をする場合は、1通でも可とします。

〔※1〕 地方厚生局へ生殖補助医療管理料の施設基準に係る届出を行った医療機関

指定医療機関	所在地
ときざわレディースクリニック	太田市
山口 ART クリニック	
ヒルズレディースクリニック	前橋市
群馬大学医学部附属病院	
横田マタニティーホスピタル	
群馬中央病院	
いまいウイメンズクリニック	高崎市
上条女性クリニック	
セキールレディースクリニック	
高崎 ART クリニック	

- ・変更のある場合があります。
- ・県外医療機関は、厚生労働省のホームページで「生殖補助医療管理料の届出医療機関」を検索し、ご確認ください。また、太田市ホームページでも確認できます。
- ・不明な場合は、太田市保健センターへお問い合わせください。



太田市ホームページ